

福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲（平成26年福井県告示第563号） 新旧対照表

新 告 示	現 行（平成26年福井県告示第563号）																												
<p>福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）  <u>第2条第1項および福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）別表第1に規定する地域および場所ならびに規則別表第2および別表第3に規定する視点場、展望することができる地域および重要交差点を定めたので、次のとおり公告し、平成28年10月1日から施行する。</u></p> <p>なお、福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲（平成26年福井県告示第563号）は、平成28年9月30日をもって廃止する。</p> <p><b>1 用語の定義</b></p> <p>この告示において、「<u>商業地域等</u>」とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する<u>第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域をいう。</u></p> <p><b>2 条例第2条第1項第4号の規定に基づき、知事が定める敷地</b></p> <table border="1" data-bbox="188 1091 1075 1401"> <thead> <tr> <th>建 造 物</th> <th>所 在 地</th> <th>敷 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>赤レンガ倉庫（旧紐育スタンダード石油会社倉庫北棟、南棟、煉瓦塀）</u></td> <td><u>敦賀市金ヶ崎町16-1</u></td> <td><u>別図1のとおり</u></td> </tr> <tr> <td><u>気比神宮大鳥居</u></td> <td><u>敦賀市曙町11-68</u></td> <td><u>別図2のとおり</u></td> </tr> <tr> <td><u>神宮寺（本堂、仁王</u></td> <td><u>小浜市神宮寺30-4</u></td> <td><u>別図3のとおり</u></td> </tr> </tbody> </table>	建 造 物	所 在 地	敷 地	<u>赤レンガ倉庫（旧紐育スタンダード石油会社倉庫北棟、南棟、煉瓦塀）</u>	<u>敦賀市金ヶ崎町16-1</u>	<u>別図1のとおり</u>	<u>気比神宮大鳥居</u>	<u>敦賀市曙町11-68</u>	<u>別図2のとおり</u>	<u>神宮寺（本堂、仁王</u>	<u>小浜市神宮寺30-4</u>	<u>別図3のとおり</u>	<p>福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）  <u>第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲</u>を定めたので、条例第29条第1項の規定により、次のとおり公告し、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>なお、福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲（平成25年福井県告示第552号）は、廃止する。</p> <p><b>1 用語の定義</b></p> <p>この告示において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>商業地域等</u> 都市計画法第8条第1項第1号に規定する<u>第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域</u></p> <p>(2) <u>家屋連たん地域</u> 相互間の距離20メートル以内で連続して3戸以上存在する家屋（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋をいう。）の周囲50メートルの地域（条例第2条第1号に掲げる地域および商業地域等を除く。）</p> <p><b>2 条例第2条第4号の規定に基づき、知事が定める範囲</b></p> <table border="1" data-bbox="1182 1078 1912 1257"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建造物</td> <td>坪川家住宅</td> <td>坂井市丸岡町上竹田</td> <td>周囲30m</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>相木家住宅</td> <td>丹生郡越前町小曾原</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堀口家住宅</td> <td>今立郡池田町稻荷</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	所 在 地	範 囲	建造物	坪川家住宅	坂井市丸岡町上竹田	周囲30m	〃	相木家住宅	丹生郡越前町小曾原	〃	〃	堀口家住宅	今立郡池田町稻荷	〃
建 造 物	所 在 地	敷 地																											
<u>赤レンガ倉庫（旧紐育スタンダード石油会社倉庫北棟、南棟、煉瓦塀）</u>	<u>敦賀市金ヶ崎町16-1</u>	<u>別図1のとおり</u>																											
<u>気比神宮大鳥居</u>	<u>敦賀市曙町11-68</u>	<u>別図2のとおり</u>																											
<u>神宮寺（本堂、仁王</u>	<u>小浜市神宮寺30-4</u>	<u>別図3のとおり</u>																											
種 別	名 称	所 在 地	範 囲																										
建造物	坪川家住宅	坂井市丸岡町上竹田	周囲30m																										
〃	相木家住宅	丹生郡越前町小曾原	〃																										
〃	堀口家住宅	今立郡池田町稻荷	〃																										

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

<u>門)</u>		
<u>羽賀寺（本堂）</u>	<u>小浜市羽賀82-2</u>	<u>別図4のとおり</u>
<u>明通寺（本堂、三重塔）</u>	<u>小浜市門前5-21</u>	<u>別図5のとおり</u>
<u>妙楽寺（本堂）</u>	<u>小浜市野代28-13</u>	<u>別図6のとおり</u>
<u>旧岸名家住宅主屋</u>	<u>坂井市三国町北本町4-6-54</u>	<u>別図7のとおり</u>
<u>旧森田銀行本店</u>	<u>坂井市三国町南本町3-217-2</u>	<u>別図8のとおり</u>
<u>坪川家住宅</u>	<u>坂井市丸岡町上竹田30-11</u>	<u>別図9のとおり</u>
<u>丸岡城天守</u>	<u>坂井市丸岡町霞町1丁目</u>	<u>別図10のとおり</u>
<u>堀口家住宅</u>	<u>今立郡池田町稲荷32-17</u>	<u>別図11のとおり</u>
<u>相木家住宅</u>	<u>丹生郡越前町小曾原26-44</u>	<u>別図12のとおり</u>

**3 条例第2条第1項第4号の2の規定に基づき、知事が定める地域**

(1) 次の表の左欄に掲げる建造物の敷地の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。

<u>建造物</u>	<u>所在地</u>	<u>地域</u>
<u>赤レンガ倉庫（旧紐育スタンダード石油会社倉庫北棟、南棟、煉瓦塀）</u>	<u>敦賀市金ヶ崎町16-1</u>	<u>別図1のとおり</u>
<u>気比神宮大鳥居</u>	<u>敦賀市曙町11-68</u>	<u>別図2のとおり</u>
<u>神宮寺（本堂、仁王門）</u>	<u>小浜市神宮寺30-4</u>	<u>別図3のとおり</u>
<u>羽賀寺（本堂）</u>	<u>小浜市羽賀82-2</u>	<u>別図4のとおり</u>
<u>明通寺（本堂、三重塔）</u>	<u>小浜市門前5-21</u>	<u>別図5のとおり</u>
<u>妙楽寺（本堂）</u>	<u>小浜市野代28-13</u>	<u>別図6のとおり</u>

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

<u>旧岸名家住宅主屋</u>	<u>坂井市三国町北本町4-6-54</u>	<u>別図7のとおり</u>
<u>旧森田銀行本店</u>	<u>坂井市三国町南本町3-217-</u> <u>2</u>	<u>別図8のとおり</u>
<u>坪川家住宅</u>	<u>坂井市丸岡町上竹田30-11</u>	<u>別図9のとおり</u>
<u>丸岡城天守</u>	<u>坂井市丸岡町霞町1丁目</u>	<u>別図10のとおり</u>
<u>堀口家住宅</u>	<u>今立郡池田町稲荷32-17</u>	<u>別図11のとおり</u>
<u>相木家住宅</u>	<u>丹生郡越前町小曾原26-44</u>	<u>別図12のとおり</u>

(2) 次の表の左欄に掲げる史跡の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。

<u>史 跡</u>	<u>所 在 地</u>	<u>地 域</u>
<u>金ヶ崎城跡</u>	<u>敦賀市金ヶ崎町1-4</u>	<u>別図13のとおり</u>
<u>若狭国分寺跡</u>	<u>小浜市国分53-1</u>	<u>別図14のとおり</u>
<u>吉崎御坊跡</u>	<u>あわら市吉崎2字西御山148-2</u>	<u>別図15のとおり</u>

(3) 次の表の左欄に掲げる名勝の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。

<u>名 勝</u>	<u>所 在 地</u>	<u>地 域</u>
<u>養浩館（旧御泉水屋敷）</u> <u>庭園</u>	<u>福井市宝永3-11</u>	<u>別図16のとおり</u>
<u>気比の松原</u>	<u>敦賀市松島町</u>	<u>別図17のとおり</u>
<u>萬徳寺庭園</u>	<u>小浜市金屋74-23</u>	<u>別図18のとおり</u>
<u>瀧谷寺庭園</u>	<u>坂井市三国町滝谷1-7-15</u>	<u>別図19のとおり</u>

**4 条例第2条第1項第11号の2の規定に基づき、知事が定める地域**

次の表の左欄に掲げる都市公園の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。ただし、商業地域等は除く。

<u>都 市 公 園</u>	<u>所 在 地</u>	<u>地 域</u>
<u>福井市総合運動公園</u>	<u>福井市安田町</u>	<u>別図20のとおり</u>
<u>福井市東山健康運動公園</u>	<u>福井市寮町50-5</u>	<u>別図21のとおり</u>

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

<a href="#">敦賀市総合運動公園</a>	<a href="#">敦賀市沓見149-1</a>	<a href="#">別図22のとおり</a>
<a href="#">トリムパークかなづ</a>	<a href="#">あわら市山室67-30-1</a>	<a href="#">別図23のとおり</a>
<a href="#">丹南総合公園</a>	<a href="#">越前市余田町50-4-1</a>	<a href="#">別図24のとおり</a>
<a href="#">福井都市緑化植物園</a>	<a href="#">坂井市丸岡町楽間15</a>	<a href="#">別図25のとおり</a>

**5 条例第2条第1項第12号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第3種禁止地域として定める地域**

次の高速自動車国道および自動車専用道路ならびにこれらに接続する地域で、陸地部では高速自動車国道または自動車専用道路の両側500メートル、海岸部では高速自動車国道または自動車専用道路の陸側500メートルおよび高速自動車国道または自動車専用道路の海側当該高速自動車国道または自動車専用道路から望見される範囲とする。ただし、商業地域等は除く。

- (1) 北陸自動車道の全区間
- (2) 近畿自動車道敦賀線の全区間
- (3) 中部縦貫自動車道のうち供用されている区間

**6 条例第2条第1項第13号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第2種禁止地域として定める地域**

次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側300メートル、海岸部では道路の陸側300メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、商業地域等は除く。

- (1) [一般国道157号のうち次の区間](#)  
[勝山市北谷町谷（石川県境）から勝山市長山町（一般県道滝波長山線との交差点）まで](#)
- (2) [一般国道162号のうち次の区間](#)  
[小浜市湯岡（一般国道27号との交差点）から若狭町三方（一般国道27号との交差点）まで](#)
- (3) [一般国道303号のうち次の区間](#)  
[若狭町新道（一般県道新道安賀里線との交差点）から若狭町熊川（滋賀県境）まで](#)

**3 条例第2条第12号の規定に基づき、知事が定める地域**

次の高速自動車国道および自動車専用道路ならびにこれらに接続する地域で、陸地部では高速自動車国道または自動車専用道路の両側500メートル、海岸部では高速自動車国道または自動車専用道路の陸側500メートルおよび高速自動車国道または自動車専用道路の海側当該高速自動車国道または自動車専用道路から望見される範囲とする。ただし、[条例第2条第1号に掲げる地域、商業地域等および家屋連たん地域](#)は除く。

- (1) 北陸自動車道の全区間
- (2) 近畿自動車道敦賀線の全区間
- (3) 中部縦貫自動車道のうち供用されている区間

**4 条例第2条第13号の規定に基づき、知事が定める地域**

次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側300メートル、海岸部では道路の陸側300メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、[商業地域等および家屋連たん地域](#)は除く。

- (1) [一般国道8号の全区間](#)
- (2) [一般国道27号の全区間](#)
- (3) [一般国道305号の全区間](#)
- (4) [主要地方道三国東尋坊芦原線のうち次の区間](#)  
[坂井市三国町米ヶ脇（荒磯遊歩道入口前）から同市三国町浜地（今津川浜地橋）まで](#)
- (5) [一般国道364号のうち次の区間](#)  
[福井市宇坂大谷町43字12番の2地先から吉田郡永平寺町東古市（一般国道416号との交差点）まで](#)
- (6) [一般国道416号のうち次の区間](#)

新 告 示	現 行（平成26年福井県告示第563号）
<p>(4) <u>一般国道305号のうち次の区間</u> あわら市吉崎2丁目（石川県境）からあわら市牛山（農免坂井北部線との交差点）までの間および福井市石橋町（一般国道416号との交差点）から南越前町大谷（一般県道大谷杉津線との交差点）まで</p> <p>(5) <u>一般国道364号のうち次の区間</u> 永平寺町荒谷（永平寺町道山・荒谷線との交差点）から永平寺町志比（宇坂隧道永平寺町側の出入口）まで</p> <p>(6) <u>主要地方道三国東尋坊芦原線の全区間</u></p> <p>(7) <u>主要地方道鯖江美山線のうち次の区間</u> 福井市浄教寺町（金谷トンネル福井市側出入口）から福井市安波賀町（主要地方道篠尾勝山線との交差点）まで</p> <p>(8) <u>主要地方道舞鶴野原港高浜線の全区間</u></p> <p>(9) <u>主要地方道大野勝山線のうち次の区間</u> 勝山市平泉寺町大渡（一般県道上唯野西屋勝山線との交差点）から勝山市平泉寺町大矢谷（大野市境）まで</p> <p>(10) <u>主要地方道福井金津線のうち次の区間</u> あわら市吉崎（一般国道305号との交差点）からあわら市蓮ヶ浦（一般県道細呂木停車場北潟線との交差点）まで</p> <p>(11) <u>主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間</u> 美浜町佐田（一般国道27号との交差点）から敦賀市櫛川（井の口川花城橋）まで</p> <p>(12) <u>一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間</u> 小浜市宇久（久須夜ヶ岳山頂付近）から同市阿納尻（一般国道162号との交差点）および小浜市泊（泊海水浴場付近）から同市阿納尻（一般国道162号との交差点）まで</p> <p>(13) <u>一般県道細呂木停車場北潟線のうち次の区間</u> あわら市蓮ヶ浦（主要地方道福井金津線との交差点）からあわら市北潟（一般国道305号との交差点）まで</p>	<p><u>吉田郡永平寺町松岡室第23号8番地3（北陸自動車道から東側500mの地点）から勝山市滝波町五丁目（一般県道滝波長山線との交差点）まで</u></p> <p>(7) <u>一般県道滝波長山線の全区間</u></p> <p>(8) <u>一般国道157号のうち次の区間</u> 勝山市村岡町暮見（暮見トンネル南側出入口）から同市遅羽町下荒井（下荒井トンネル北側出入口）まで</p> <p>(9) <u>勝山市道5-21号線の全区間</u></p> <p>(10) <u>一般県道平泉寺線の全区間</u></p> <p>(11) <u>一般県道平泉寺大渡線の全区間</u></p> <p>(12) <u>一般県道藤巻下荒井線のうち次の区間</u> 勝山市鹿谷町保田（吉田郡永平寺町藤巻との境界）から同市遅羽町下荒井（一般国道157号との交差点）まで</p> <p>(13) <u>一般県道勝山インター線の全区間</u></p> <p>(14) <u>一般県道山榊林線のうち次の区間</u> 敦賀市山63号1番4（近畿自動車道敦賀線から北側500mの地点）から同市勘生野（一般県道敦賀美浜線との交差点）まで</p> <p>(15) <u>主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間</u> 三方郡美浜町佐田（一般国道27号との交差点）から同町竹波（一般県道竹波立石縄間線との交差点）までの間および敦賀市縄間（一般県道竹波立石縄間線との交差点）から同市櫛川（井の口川花城橋）まで</p> <p>(16) <u>一般県道竹波立石縄間線の全区間</u></p> <p>(17) <u>一般県道日向郷市線のうち次の区間</u> 三方郡美浜町日向（日向湖日向橋）から同町郷市（一般国道27号との交差点）まで</p> <p>(18) <u>主要地方道上中田烏線のうち次の区間</u> 三方上中郡若狭町下々中20号35番（一般国道27号から北側300mの地点）から同町大鳥羽35号69番（近畿自動車道敦賀線から</p>

新 告 示	現 行（平成26年福井県告示第563号）
<p>(14) <u>一般県道平泉寺線の全区間</u></p> <p>(15) <u>一般県道竹波立石縄間線の全区間</u></p> <p>(16) <u>一般県道音海中津海線の全区間</u></p> <p>(17) <u>一般県道平泉寺大渡線の全区間</u></p> <p>(18) <u>一般県道大谷杉津線の全区間</u></p> <p>(19) <u>一般県道日向郷市線の全区間</u></p> <p>(20) <u>一般県道常神三方線の全区間</u></p> <p>(21) <u>一般県道奥越高原線のうち次の区間</u>  <u>勝山市平泉寺町赤尾（一般県道平泉大渡線との交差点）から勝山市平泉寺町小矢谷（大野市境）まで</u></p> <p>(22) <u>一般県道加斗袖ヶ崎住吉線の全区間</u></p> <p>(23) <u>一般県道赤礁崎公園線の全区間</u></p> <p>(24) <u>一般県道田鳥公園線の全区間</u></p> <p>(25) <u>法恩寺山有料道路の全区間</u></p> <p>(26) <u>三方五湖有料道路の全区間</u></p> <p>(27) <u>勝山市道5-21号線の全区間</u></p>	<p><u>南側500mの地点）までおよび同町無惑39号27番（近畿自動車道敦賀線から北側500mの地点）から小浜市田鳥（一般国道162号との交差点）まで</u></p> <p>(19) <u>一般県道常神三方線の全区間（一般国道162号との重用区間を除く。）</u></p> <p>(20) <u>一般国道162号のうち次の区間</u>  <u>小浜市大手町（主要地方道小浜上中線との交差点）から三方上中郡若狭町鳥浜第126号11番1（近畿自動車道敦賀線から西側500mの地点）までおよび同町鳥浜第58号23番1（近畿自動車道敦賀線から東側500mの地点）から同町鳥浜第44号8番3（一般国道27号から西側300mの地点）まで</u></p> <p>(21) <u>主要地方道小浜上中線のうち次の区間</u>  <u>小浜市大手町（一般国道162号との交差点）から同市和久里2号14番2（近畿自動車道敦賀線から西側500mの地点）までおよび同市和久里62号9番2（近畿自動車道敦賀線から東側500mの地点）から三方上中郡若狭町下吉田8号23番（一般国道27号から西側300mの地点）まで</u></p> <p>(22) <u>一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間</u>  <u>小浜市堅海（久須夜ヶ岳山頂付近）から同市阿納尻（一般国道162号との交差点）まで</u></p> <p>(23) <u>主要地方道坂本高浜線のうち次の区間</u>  <u>大飯郡おおい町福谷（福谷第一トンネル北側出入口）から同郡高浜町宮崎28号12番4（一般国道27号から南側300mの地点）まで</u></p> <p>(24) <u>一般県道赤礁崎公園線の全区間</u></p> <p>(25) <u>三方五湖有料道路の全区間</u></p>
<p><b>7 条例第2条第1項第13号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第3種禁止地域として定める地域</b></p> <p><u>次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側300メートル、海岸部では道路の陸側300メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、商業地域等は除く。</u></p> <p>(1) <u>一般国道8号の全区間</u></p> <p>(2) <u>一般国道27号の全区間</u></p> <p>(3) <u>一般国道157号のうち次の区間</u>  <u>勝山市長山町（一般県道滝波長山線との交差点）から勝山市遅羽町下荒井（大野市境）まで</u></p> <p>(4) <u>一般国道158号のうち次の区間</u>  <u>福井市御幸4丁目（一般国道8号との交差点）から福井市計石町（大野市</u></p>	

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

境）および福井市東川上町（大野市境）まで

(5) 一般国道303号のうち次の区間

若狭町三宅（一般国道27号との交差点）から若狭町新道（一般県道新道安賀里線との交差点）まで

(6) 一般国道305号のうち次の区間

あわら市牛山（農免坂井北部線との交差点）から福井市石橋町（一般国道416号との交差点）までの間および南越前町河野（一般国道305号分岐交差点）から南越前町鯖波（一般国道365号との交差点）まで

(7) 一般国道364号のうち次の区間

坂井市丸岡町山竹田（石川県境）から永平寺町荒谷（永平寺町道山・荒谷線との交差点）および永平寺町志比（宇坂隧道永平寺町側の出入口）から福井市田尻町（一般国道158号との交差点）まで

(8) 一般国道365号のうち次の区間

南越前町今庄（一般県道今庄杉津線）から越前市行松町（一般国道8号）までの間および越前町織田（一般国道417号との交差点）から越前町梅浦（一般国道305号との交差点）まで

(9) 一般国道416号のうち次の区間

福井市石橋町（一般国道305号との交差点）から勝山市滝波町（一般県道滝波長山線との交差点）まで

(10) 一般国道417号のうち次の区間

越前町織田（一般国道365号との交差点）から鯖江市東鯖江1丁目（一般国道8号との交差点）まで

(11) 主要地方道武生美山線のうち次の区間

越前市栗田部町（一般県道池泉今立線との交差点）から越前市野岡町（主要地方道福井今立線との交差点）まで

(12) 主要地方道福井加賀線のうち次の区間

あわら市舟津（一般国道305号との交差点）から福井市御幸4丁目（一般国道8号との交差点）まで

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

- (13) 主要地方道丸岡川西線のうち次の区間  
坂井市丸岡町今福（一般国道8号との交差点）から坂井市春江町西長田（主要地方道福井加賀線との交差点）まで
- (14) 主要地方道坂本高浜線のうち次の区間  
おおい町石山（大飯高浜インターチェンジ出入口交差点）から高浜町菌部（一般国道27号との交差点）まで
- (15) 主要地方道鯖江美山線のうち次の区間  
鯖江市戸口町（主要地方道福井今立線との交差点）から福井市浄教寺町（金谷トンネル福井市側出入口）まで
- (16) 主要地方道武生米ノ線のうち次の区間  
越前市庄田町（一般国道8号との交差点）から越前町米ノ（一般国道305号との交差点）まで
- (17) 主要地方道三国春江線のうち次の区間  
坂井市春江町西長田（主要地方道福井加賀線との交差点）から坂井市三国町山岸（一般国道305号との交差点）まで
- (18) 主要地方道上中田鳥線のうち次の区間  
若狭町脇袋（一般国道27号との交差点）から小浜市田鳥（一般国道162号との交差点）まで
- (19) 主要地方道小浜上中線のうち次の区間  
小浜市大手町（一般国道162号との交差点）から若狭町脇袋（一般国道27号との交差点）まで
- (20) 主要地方道福井今立線のうち次の区間  
越前市野岡町（主要地方道武生美山線との交差点）から鯖江市戸口町（主要地方道鯖江美山線との交差点）まで
- (21) 主要地方道福井朝日武生線のうち次の区間  
福井市下江守町（福井市道中3-420との交差点）から越前町西田中（一般国道417号との交差点）まで
- (22) 主要地方道福井金津線のうち次の区間



新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

あわら市蓮ヶ浦（一般県道細呂木停車場北潟線との交差点）から福井市天池町（主要地方道福井加賀線との交差点）まで

(23) 主要地方道篠尾勝山線のうち次の区間

福井市篠尾町（一般国道158号との交差点）から福井市市波町（一般国道158号下新橋北詰）まで

(24) 主要地方道丸岡インター線の全区間

(25) 一般県道鯖江今立線のうち次の区間

鯖江市横越町（鯖江インターチェンジ）から鯖江市川島町（鯖江市道鯖江河和田線との交差点）まで

(26) 一般県道藤巻下荒井線のうち次の区間

永平寺町市荒川（一般県道牧福島市荒川線との交差点）から勝山市遅羽町下荒井（一般国道157号との交差点）まで

(27) 一般県道池泉今立線のうち次の区間

越前市南小山町（一般県道武生インター東線との交差点）から越前市栗田部町（主要地方道武生美山線との交差点）まで

(28) 一般県道山楡林線のうち次の区間

敦賀市山（一般県道山楡林線起点）から敦賀市苅生野（一般県道敦賀美浜線との交差点）まで

(29) 一般県道勝山インター線の全区間

(30) 一般県道滝波長山線の全区間

(31) 一般県道武生インター東線の全区間

(32) 市道鯖江河和田線の全区間

(33) 農免坂井北部線の全区間

**8 条例第2条第1項第14号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第1種禁止地域として定める地域**

- (1) 福井駅西口駅前広場および福井駅東口駅前広場（別図2.6のとおり）
- (2) 敦賀駅前広場（別図2.7のとおり）
- (3) 武生駅前広場（別図2.8のとおり）

**5 条例第2条第14号の規定に基づき、知事が定める地域**

- (1) 福井駅西口駅前広場および福井駅東口駅前広場（別図1のとおり）
- (2) 敦賀駅前広場（別図2のとおり）
- (3) 武生駅前広場（別図3のとおり）

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

- (4) 小浜駅前広場（別図29のとおり）
- (5) 芦原温泉駅前広場（別図30のとおり）

- (4) 小浜駅前広場（別図4のとおり）
- (5) 芦原温泉駅前広場（別図5のとおり）

**9 条例第2条第1項第15号の2の規定に基づき、知事が定める地域**

次の表の左欄に掲げる公共施設の敷地の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。ただし、商業地域等は除く。

**6 条例第8条第4項の規定に基づき、知事が定める地域**

名勝三方五湖の全地域

公 共 施 設	所 在 地	地 域
ふくい健康の森	福井市真栗町47-47、 48、51	別図31のとおり
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市安波町4-10	別図32のとおり
福井県立音楽堂	福井市今市町40-1-1	別図33のとおり
福井県立こども歴史文化館	福井市城東1丁目18-21	別図34のとおり
福井県立図書館	福井市下馬町51-11	別図35のとおり
福井県立武道館	福井市三ツ屋町8-1-1	別図36のとおり
福井県立若狭歴史博物館	小浜市遠敷2丁目104	別図37のとおり
福井県立児童科学館	坂井市春江町東太郎丸3-1	別図38のとおり
公立大学法人福井県立大学 (福井キャンパス)	永平寺町松岡兼定島4-1-1	別図39のとおり

**10 条例第2条第1項第18号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第1種禁止地域として定める地域**

次の表の左欄に掲げる施設の敷地のうち同表の右欄に掲げる敷地とする。

施 設	所 在 地	敷 地
越前の里味真野苑	越前市余川町55-1	別図40のとおり
越前陶芸村	越前町小曾原6-12	別図41のとおり
城山公園	高浜町事代	別図42のとおり
若狭瓜割名水公園	若狭町天徳寺37-1-3	別図43のとおり

**11 条例第2条第1項第18号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第2種禁止地域として定める地域**

次の表の左欄に掲げる施設の敷地の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。

施 設	所 在 地	地 域
越前の里味真野苑	越前市余川町5-5-1	別図40のとおり
越前陶芸村	越前町小曾原6-1-2	別図41のとおり
城山公園	高浜町事代	別図42のとおり
若狭瓜割名水公園	若狭町天徳寺3-7-1-3	別図43のとおり

**1.2 条例第2条第1項第18号および規則別表第1の1の表の規定に基づき、知事が第3種禁止地域として定める地域**

全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が認可した工事实施計画に示す線路（トンネルとして整備が予定されている区間は除く。）の中心線から両側500メートルの範囲とする。ただし、商業地域等は除く（別図44のとおり）。

**1.3 規則別表第1の2の表の規定に基づき、知事が定める地域**

- (1) 足羽川および足羽山の周囲の地域のうち別図45に示す地域
- (2) 西山公園の周囲の地域のうち別図46に示す地域

**1.4 規則別表第2第3号2および別表第3第3号1(ニ)の規定に基づき、知事が定める視点場および展望することができる地域**

- (1) 足羽川右岸および足羽山の視点場ならびに展望することができる地域 別図47のとおり
- (2) 西山公園の視点場および展望することができる地域 別図48のとおり
- (3) 養浩館庭園の視点場および展望することができる地域 別図49のとおり
- (4) 金ヶ崎城跡の視点場および展望することができる地域 別図50のとおり
- (5) 吉崎御坊跡の視点場および展望することができる地域 別図51のとおり
- (6) 丸岡城天守の視点場および展望することができる地域 別図52のとおり

**1.5 規則別表第2第3号5(一)の規定に基づき、知事が定める重要交差点**

- (1) 一般国道と一般国道が交差するもの  
ア 新保交差点(福井市開発町7号12番地の1)

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

- イ 西方交差点(福井市和田1丁目1番15号)
- ウ 岡山町1丁目交差点(敦賀市岡山町1丁目第43号1番地の1)
- エ 疋田交差点(敦賀市疋田11号(疋田検問所東側))
- オ 岡津交差点(小浜市岡津第35号5番地)
- カ 湯岡交差点(小浜市湯岡18号17番地)
- キ 湯岡橋東詰交差点(小浜市和久里9号1番地)
- ク 東鯖江交差点(鯖江市東鯖江2丁目1番29号)
- ケ 小松交差点(越前市小松1丁目7番29号)
- コ 桜橋交差点(南越前町河内18字北ヶ谷5)
- サ 三方交差点(三方上中郡若狭町三方47号6番地)
- (2) 一般国道と県道が交差するもの
- ア 板垣交差点(福井市板垣3丁目1619番地)
- イ 大土呂交差点(福井市大土呂町28号2番地の1)
- ウ 大町交差点(福井市下六条町35号10番地)
- エ 大和田交差点(福井市大和田2丁目2001番地)
- オ 丸山交番前交差点(福井市丸山1丁目101番地)
- カ 南四ツ居交差点(福井市南四ツ居2丁目1番19号)
- キ 米松交差点(福井市米松1丁目16番27号)
- ク 大比田交差点(敦賀市大比田43号7番地)
- ケ 白銀交差点(敦賀市白銀町11番5号)
- コ 若葉交差点(敦賀市若葉町1丁目1535番地)
- サ 小浜伏原交差点(小浜市伏原28号1番地の2)
- シ 東市場交差点(小浜市東市場34号12番地4)
- ス 長山町交差点(勝山市長山町2丁目6番8号の1)
- セ 北野町1丁目交差点(鯖江市北野町1丁目1番102号)
- ソ サンドーム北交差点(鯖江市宮前2丁目3番27号)
- タ 長泉寺交差点(鯖江市長泉寺町2丁目10番3号)
- チ 柳町交差点(鯖江市柳町4丁目7番15号)

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

- ツ 庄田交差点(越前市庄田町第1号3番地)
- テ 塚原交差点(越前市塚原町第25号10番地の1)
- ト 横市交差点(越前市横市町28号27番地の1)
- ナ 一本田交差点(坂井市丸岡町一本田31号13番地)
- ニ 一本田中交差点(坂井市丸岡町一本田中31号18番地)
- ヌ 羽崎交差点(坂井市丸岡町羽崎第16号12番地)
- ネ 今市交差点(三方郡美浜町佐田1号13番地)
- ノ 河原市交差点(三方郡美浜町河原市19号12番地)
- ハ 美浜駅前交差点(三方郡美浜町郷市13号3の4番地)
- ヒ 郷市交差点(三方郡美浜町郷市48号12番地の4)
- フ 青郷駅口交差点(大飯郡高浜町青5号5番地)
- ヘ 中寄交差点(大飯郡高浜町中津海第12号3番地の2)
- ホ 日置交差点(大飯郡高浜町青第17号21番地の6)
- マ 本郷交差点(大飯郡おおい町本郷第158号8番地)
- ミ 十村駅口交差点(三方上中郡若狭町能登野34号37番地)
- ム 三方駅口交差点(三方上中郡若狭町三方40号15番地の1)
- (3) 一般国道と市町道が交差するもの
  - ア 羽水高校口交差点(福井市羽水1丁目702番地)
  - イ 円山小学校入口交差点(福井市米松2丁目23番35号)
  - ウ 開発交差点(福井市新保1丁目808番地)
  - エ 北四ツ居交差点(福井市米松2丁目24番45号)
  - オ 産業会館前交差点(福井市羽水2丁目726番地)
  - カ 下河北第2交差点(福井市大土呂町1号15番地)
  - キ 問屋団地入口交差点(福井市御幸4丁目20番5号)
  - ク 森行交差点(福井市森行町3号8番地の1)
  - ケ 岡山1丁目西交差点(敦賀市岡山町1丁目3号4番地の2)
  - コ 萩野交差点(敦賀市萩野町89号3番地の6)
  - サ 鉄輪町交差点(敦賀市鉄輪町2丁目5番22号)

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

- シ 古田刈交差点(敦賀市古田刈16号32番地の8)
- ス 青井交差点(小浜市青井13号36番地1)
- セ 後瀬山東交差点(小浜市伏原41号1番地)
- ソ 伏原交差点(小浜市伏原31号5の2番地)
- タ 神中交差点(鯖江市神中町2丁目4番1号)
- チ 鯖江駅東口交差点(鯖江市柳町3丁目5番32号)
- ツ J R北鯖江駅口交差点(鯖江市神中町2丁目5番501-2号)
- テ 笹岡交差点(あわら市笹岡第17号7番地)
- ト 中川交差点(あわら市中川第12号23番地2)
- ナ 高木交差点(越前市高木町26字3番1)
- ニ 塚町口交差点(越前市塚町406番地)
- ヌ 馬上免交差点(越前市塚町101番地)
- ネ 四郎丸交差点(越前市四郎丸町第31号2番地の9)
- ノ 福井大橋北詰交差点(坂井市丸岡町羽崎第22号25番地)
- ハ 丸岡庁舎口交差点(坂井市丸岡町一本田第5号51番地)
- ヒ 吉政交差点(坂井市丸岡町吉政8号21番地)
- フ 坂尻交差点(三方郡美浜町坂尻21号19番地)
- ヘ 役場口交差点(三方郡美浜町河原市52号13番地の2)
- ホ 関屋交差点(大飯郡高浜町関屋第68号17番地の1)
- マ 関屋橋交差点(大飯郡高浜町関屋第52号4番地の3)
- ミ 文化会館口交差点(大飯郡高浜町宮崎90号1の1番地)
- ム 成和交差点(大飯郡おおい町成和第2号2番地の1)
- メ 石観音入口交差点(三方上中郡若狭町三方24号15番地)
- モ 美方高校交差点(三方上中郡若狭町気山315号1番地)
- (4) 県道と県道が交差するもの
- ア 裁判所前交差点(福井市大手3丁目15番12号)
- イ 幸橋北詰交差点(福井市中央1丁目19番14号)
- ウ 新木田交差点(福井市みのり1丁目23番13号)

新 告 示

現 行（平成26年福井県告示第563号）

エ 大名町交差点（福井市中央1丁目6番27号）

オ 宝永交差点（福井市大手2丁目15番21号）

カ 染色団地口交差点（鯖江市幸町2丁目5番28号）

キ 戸口町交差点（鯖江市戸口町第16号12番地）

ク 福島交差点（坂井市坂井町福島第25号15番地）

(5) 県道と市道が交差するもの

ア 明里交差点（福井市明里町9番15号）

イ 東下交差点（福井市宝永4丁目19番8号）

ウ 石盛町交差点（福井市石盛町914番地）

エ 木崎交差点（敦賀市木崎第15号8番地の1）

オ 毛矢交差点（福井市毛矢1丁目6番25号）

カ 幸橋南詰交差点（福井市毛矢1丁目1番22号）

キ 佐藤整形外科医院南交差点（福井市足羽2丁目17番18号）

ク 仁愛女子高校前交差点（福井市宝永4丁目9番24号）

ケ 織協ビル前交差点（福井市大手3丁目7番1号）

コ 中央公園西口交差点（福井市順化1丁目21番1号）

サ 西木田交差点（福井市西木田1丁目20番22号）

シ フェニックスプラザ入口交差点（福井市田原1丁目10番24号）

ス 福井市体育館入口交差点（福井市松本4丁目11番7号）

セ 福井商工会議所入口交差点（福井市西木田1丁目17番19号）

備考 別図は省略し、福井県庁、関係市役所および関係町役場において縦覧に供する。

